### 議案第 1 号

## 令和6年度沖縄県教育委員会の事務の点検・評価報告書(令和5年度対象)について

以下の理由により、令和6年度沖縄県教育委員会の事務の点検・評価報告書(令和5年度対象)(案)を別添のとおり提出する。

令和6年10月17日提出

沖縄県教育委員会教育長 半嶺 満

#### 理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により作成した教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書は、沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第3条7項の規定により、教育委員会会議において議決することが定められている。

これが、この議案を提出する理由である。

### 【参考・根拠規定】

- ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
  - (教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)
  - 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
  - 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を 有する者の知見の活用を図るものとする。
- ○沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則 (議決事項)
  - 第3条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。
  - 7 法第26条の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の 点検及び評価に関すること。

# 令和6年度沖縄県教育委員会の事務の点検・評価報告書 (令和5年度対象)について(概要説明)

部課名 教育庁総務課

## 1 経緯

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定において、点検・評価報告書を作成し、議会へ提出するとともに、公表する必要があると定められている。また、点検・評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとなっている。

沖縄県教育委員会においては、「沖縄県教育振興基本計画」等に基づき効果的な教育行政の推進に取り組むとともに、県民への取組状況の説明責任を果たす観点から、 平成20年度から学識経験者の知見を活用した点検・評価を実施し、報告書の作成、 公表を行ってきた。

## 2 概 要

- (1) 点検・評価の実施方法(報告書作成方法)
  - (ア) 令和4年度に策定した「沖縄県教育振興基本計画」に基づき、6の主要施 策についての基本方向を示し、関連する 150 の事業を対象にPDCAサイ クルによる点検・評価を実施した。

具体的には、令和5年度におけるそれぞれの事業の「計画」と「実施状況」、 その「成果と課題」を点検・評価し、「改善」に向けた方策等を記載した。 また、写真を掲載することでそれぞれの事業の視覚的イメージの確保に努 めた。

- (イ) 各事業の質の改善、進捗状況の明確化等のため、「沖縄県PDCA」と整合を図り、各事業の【進捗状況】を記載した。
- (ウ) 報告書作成にあたっては、学識経験者の知見を活用した。
- (2) 学識経験者との意見交換(知見の活用)
  - (ア) 令和6年8月29日に、学識経験者との対面の意見交換を実施した。
  - (イ) 学識経験者
    - ■城間 園子 琉球大学大学院教育学研究科准教授(大学関係者)
    - ■玉城 若子 沖縄県社会教育委員(社会教育関係者)
    - ■與座 博好 県高等学校長協会元会長(県立学校関係者)
    - ■與古田思信 県小・中学校長会元会長(県小中学校関係者)

### (ウ) 学識経験者からの主な意見

- ①本報告書は、主要施策を施策項目・具体的施策に落とし、整理され見やすくなっている。また、各事業の点検・評価が、PDCAサイクルで表記され、内容も分かりやすいと感じた。各事業は、現状をもとに実施方法を見直すなどして事業推進につなげており、その結果、多くの事業において順調に推進されている。
- ②施策事業の進捗状況について、150 事業において「順調」が 117 事業 (78%)、「概ね順調」が 18 事業 (12%) と、併せて全体の 90% (前年度 11.3%上昇) の事業で「順調・概ね順調」に実施されたことを高く評価したい。前年度の評価・点検による改善が生かされていることが伺える。
- ③令和5年度、「働き方改革推進課」が新設され、公立学校の全教職員を対象としたアンケートを実施し、業務の洗い出しを行い、"学校における働き方改革"の新たな取組目標として「私たちのピース・リスト 2023」を設定するなど、全庁体制で取組を推進している。
- ④教員の勤務時間の上限を定め、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指しており、各学校での超過勤務を減らす努力と成果が感じられる。数年前に比べ退勤時間の徹底がより図られている印象がある。
- ⑤部活動は、教員の働き方改革、職場環境改善に大変重要な要素である。 部活動指導員を中学校に 122 名、高等学校に 47 名を派遣し、部活動指導 教員の負担軽減を図っており、県が進める民間の支援組織と連携による 環境の整備など段階的地域移行なども含め、教職員の負担軽減と生徒の 活動・活躍の場の継続を両立させる観点から、さらなる取組に期待す る。
- ⑥コミュニティスクールの導入・拡充の推進について、社会教育に関わる者として、コミュニティスクールの在り方やその内容等が気になる。運営協議会が、学校評議員的な役割になっていないか。地域主導であると理解しているが、そのためには、各市町村行政担当者が高い意識を持ち、取り組む必要があると思う。

## <u>3 今後の予定</u>

(1) 年内に報告書を県議会に提出し、県教育委員会ホームページに掲載する。